平成２９年（フ）第２２２号
静岡県田方郡函南町仁田15番地の27　ストークハウスいづみ106
債務者　薗田　尚子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
和歌山市栄谷224番地１　リヴェール栄谷301、前住所和歌山県海南市船尾221番地17
債務者　小澤　浩平
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２号
和歌山市元町奉行丁２丁目３番地２　シティハイツルーブル202号
債務者　和田　実架（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
和歌山県岩出市西国分635番地の３（305号）、前住所和歌山県岩出市北大池334番地の61
債務者　前田　　寿
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３６号
北九州市小倉北区弁天町３番５―803号
債務者　前多　哲之
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５５号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番22―503号
債務者　佐々木加奈子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６９号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3269番地の１
債務者　花田　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３９６号
北九州市小倉北区篠崎５丁目１番１号
債務者　中尾絵美子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４０５号
北九州市八幡東区東台良町８番７―402号
債務者　伊東　千沙
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４１１号
北九州市小倉北区片野２丁目７番９号
債務者　永岡いつ子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４１６号
北九州市門司区藤松１丁目３番28号
債務者　村上　眞吉
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４１７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番17―206号
債務者　岩瀬　洋子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４２１号
北九州市八幡西区青山３丁目４番２―104号
債務者　森若　隆一
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８２６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―20―301
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８９２号
さいたま市中央区大戸１丁目23番14号　アネックス中浦和102号
債務者　長谷川一義
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
埼玉県深谷市戸森164番地１
債務者　岡田　利明
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０６号
埼玉県東松山市大字西本宿2124番地３
債務者　田中　昌宏
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２５４号
静岡県裾野市須山2255番地の3020、前住所静岡県御殿場市印野1739番地の１
債務者　渡邉　千春
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係